

芝山町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年9月

芝山町教育委員会

目 次

- 1. 計画の趣旨・現状 1～2
- 2. 目標 2～3
- 3. 計画の期間 3
- 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 . . 3～5
- 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて . 5

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

○本町教育委員会は、教育職員が心身の健康を保持しながらその専門性を十分に発揮し、児童生徒に対して質の高い教育活動を持続的に行うことができるよう、教育職員の業務量の適切な管理及び健康確保措置を総合的に推進するため、本計画を策定する。近年、学校に求められる役割は一層多様化しており、授業づくりや学習評価に加え、生徒指導、不登校支援、特別な配慮を要する児童生徒への対応、保護者や地域への対応、校務の情報化への対応など、教育職員が担う業務は拡大している。こうした状況を踏まえ、教育職員の時間外在校等時間を適切に把握し、業務の精選、校務運営の見直し、外部人材の活用等を進めることにより、勤務負担の軽減と健康の確保を図る必要がある。本計画は、教育職員の業務量の適切な管理を進めるとともに、時間外在校等時間の縮減を通じて、教育職員が本来担うべき教育活動に専念できる環境の整備を目指すものである。

(2) 本町の現状

○本町では、令和6年3月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「芝山町立学校職員の在校等時間の上限等に関する規則」（以下「規則」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況については、以下のとおりであった。

【令和7年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合
小学校	月36時間16分	25%
中学校	月37時間54分	31.6%

○現状として、本町の令和7年度における時間外在校等時間の状況は、小学校が月平均36時間16分で1か月45時間を上回る教育職員の割合が25%、中学校が月平均37時間54分で同割合が31.6%となっている。小学校、中学校ともに1か月45時間を上回る教育職員が見られ、特に中学校においては、その割合及び時間外在校等時間の平均が小学校より高い状況にあり、教育職員の心身の健康への影

響が懸念される。これらの現状と課題を受け止め、勤務時間の客観的な把握、業務分担の見直しによる業務負担の平準化を図るとともに、管理職による面談、休養時間の確保等の健康確保措置を講ずるため、本町教育職員の業務量管理及び健康確保措置に関する実施計画を策定する。

〈在校等時間について〉

文部科学省の指針では、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を当該教育職員の「在校等時間」とし、服務監督教育委員会が管理すべき対象としている。具体的には、正規の勤務時間外において超勤４項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間等を加え、休憩時間や正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間を除いた時間を「在校等時間」としている。

＜在校等時間の求め方＞

$$\text{在校等時間} = \text{在校している時間} + \text{①及び②} - \text{③及び④}$$

- ① 校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間
- ② 地方公共団体で定めるテレワークの時間
- ③ 勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間（教育職員からの自己申告による）
- ④ 休憩時間

２．目標

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

（１）時間外在校等時間に関する目標

- ・ １か月時間外在校等時間が４５時間以下の割合を１００％にする。
- ・ １年間における１か月時間外在校等時間の平均時間を３０時間程度にする。

【１か月時間外在校等時間が４５時間以下の割合】

	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
小学校	7 5 %	8 1 . 2 %	8 7 . 5 %	9 3 . 7 %	1 0 0 %
中学校	6 8 . 4 %	7 6 . 3 %	8 4 . 2 %	9 2 . 1 %	1 0 0 %

【１年間にける１か月時間外在校等時間の平均】

	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
小学校	3 6 時間 1 6 分	3 4 時間程度	3 3 時間程度	3 1 時間程度	3 0 時間程度
中学校	3 7 時間 5 4 分	3 5 時間程度	3 3 時間程度	3 1 時間程度	3 0 時間程度

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を１５日以上にする。
- ・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。
- ・ストレスチェックにおける各学校の健康リスクの値を１００以下とする。
- ・ストレスチェックにおける「働きがい」「仕事や生活の満足度」の値の向上を図る。

3. 計画の期間

令和８年度～令和１１年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○ 本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の３分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

◇放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間における見回りについては、防犯ボランティアなどを通じて、保護者・地域住民が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◇保護者等からの過敏な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇調査・統計等への回答

- ・委員会から学校に発出される調査内容、回答方法などを精査し、学校事務負担を軽減する。

◇学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- ・民間プールを活用することにより、学校プールの管理業務を軽減する。

◇部活動

- ・令和11年度までに、すべての部活動の内、半数の休日部活動の地域展開を目指す。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇授業準備、学習評価や成績処理

- ・授業準備や採点作業等を補助する、学習支援員を配置し、教職員と連携した指導・支援を推進する。
- ・ICT等の活用により、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・学習支援員、特別支援教育介助員、教育相談員など、専門的な人材を学校の実情に即した配置となるよう派遣を継続する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・勤務時間外の留守番電話機能を活用する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・学校は教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守す

るとともに、以下の内容に取り組む。

学校は、教育職員の継続的な睡眠時間と生活時間を確保するため、原則として、退勤から翌日の出勤までに一定以上（11時間を目安）の継続した休息時間を確保する（勤務間インターバル）仕組みについての定着に努める。

- ・「時差出勤」「テレワーク導入」について検討する。
- ・長期休業中における「学校閉庁日」の適切な設定に努める。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・本計画に基づく措置の実施状況については、取り組み状況や目標に対する実績等について点検等を行い、その結果をその後の対策や計画に反映する。また、ホームページ掲載による公表、定例教育委員会議及び芝山町総合教育会議において報告する。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、芝山町で導入している出退勤管理システムで把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域に対して、芝山町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。